

農政改革特命チーム第5回会合

平成21年3月10日(火)

農 林 水 産 省

午後6時02分開会

針原チーム長 定刻となりましたので、ただいまから農政改革特命チーム第5回会合を開催いたします。

ご多用中にもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございます。

前回、これまでの農業政策の検証を資料に基づいて聴取したわけですが、さらに掘り下げて、いくつかの問題については政策の検証というよりも、もう少し視点を変えてやった方がいいんじゃないかというご指摘をいただきました。従いまして、本日いくつかの資料を作っております。担い手への集積の問題、若者の参入の問題、生産額の状況、優良農地の確保の問題、農山漁村の活性化の問題、こういうようなむしろ政策の背後にある大命題を中心に検証を行っていただきました。

本日は、引き続きこの資料に基づいてヒアリングを行って議論を深めたいと思います。

また、これまでの会議でいくつか宿題が出ております。その宿題につきましてできるものから説明を聴取したいと思っております。宿題の回答を含めて今から45分強程度で説明を行っていただいて、その後議論を行い、午後8時を終了とさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります。

まず、「農業・農村の現状を踏まえた検証」ということで、今ご紹介いたしました5項目につきまして、経営局、生産局、農村振興部の順に説明をお願いいたします。

説明者をご紹介いたします。経営局からは官房審議官の今井審議官でございます。生産局は同じく官房審議官の小栗審議官でございます。農村振興局は農村政策部長の飯高部長でございます。よろしくをお願いいたします。

それぞれ10分ぐらいずつでお願いできればと思います。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 経営局の今井でございます。

それでは、施策の検証の5項目のうち「担い手への農地の集積」と、「若者の農業への参入」の2項目につきまして、続けて説明をさせていただきます。

まず、担い手への農地の集積ですけれども、政策目標は2つ、1つは担い手への集積、もう一つは面的集積ということで、担い手への集積は量の集積、それに対して面的集積は質の高い集積、2つ目標を設定しております。

担い手への集積につきましては、担い手への農地の集積を全農地面積の七、八割程度を担い手に集めるんだという目標にしております。面的集積の方につきましては、の担い

手に集積する面積のうち、そのうちの7割程度を面的にまとめた形で集積するんだということで、全農地面積の半分、7×7が49ということになりますので、半分ぐらいを担い手にまとめるんだという2つの目標を設定しております。

現状はどうなっているかということですが、まず担い手への集積の方ですが、下ののところにありますけれども、これまでも徐々に増加してきましたけれども、平成16年度から担い手経営安定対策というのを米政策改革の一環として行いました。そこで認定農業者と集落営農というのが、上乘せ支援措置の対象となる担い手と位置づけられたということが一つのきっかけ。

さらに、イにありますように、19年度から担い手への施策の集中化の一環としまして、水田・畑作経営所得安定対策が導入されました。この2つの政策の導入を契機といたしまして、担い手への集積というのは加速化してきているというふうに把握をしております。

下にありますように、ウルグアイ・ラウンドの対策の最終年が平成12年でした。それまで毎年の集積のストックの増加は7万ヘクタールとか4万ヘクタールだとか、そういう水準であったものが、16年の担い手経営安定対策の導入、19年からの水田・畑作経営所得安定対策の導入等もありまして、16、17、12というようなことで、単年度のストックの増加量も大きく増えているということでございます。

次、2ページ目ですが、ののところでは、規模階層毎の動きといたしまして、貸借について規模階層別でどういう動きになっているかということを見たものです。これは毎年度のフローを捉えてどういうふうになっているかということで、ここでは17年と18年の貸借の動きを見ておりますが、これは都府県のもですが、都府県では下のグラフにありまように、2ヘクタールを分岐点に、経営規模の大きな階層に農地が集積してきているということで、緑色が17年、黄色が18年ですので、17年と18年を比べてもその動きは加速化しているということがうかがえるかと思えます。

は、今後の集積についての見込みですが、冒頭申し上げましたように、担い手への集積量はトレンドとして加速化しているんですけども、現在の趨勢であります毎年度13万程度ずつ増加すると見込みましても、目標年の27年では全体の七、八割を集積するというのには若干届かないというような見込みにありますので、さらなる加速が必要かというふうに考えております。

3ページ目は、2つ目の目標の面的集積の実情です。これは19年に新しく設定した目標ですので、まだ実績がございません。19年の時点で担い手に集まっている、面としてまと

まった形で集積している面積は122万ヘクタールです。これを下のグラフにもありますけれども、27年の目標の実面積に対して見ますと半分ぐらいの水準にとどまっておりますので、これは今後の課題といたしまして、これから担い手への農地の集積を進めるに当たっては、単なる集積の量の確保だけではなくて、それをなるべく面としてまとまった形で担い手に集積しているんだということを、政策推進上も十分に注意を払っていかねばいけないということだと思っております。

下の方ですけれども、それではなかなか思ったより集積が進んでいない理由はどう見ているのかということです。まず1点目は、農地の出し手の方から見た要因を何点か分析してみました。

まず1点は、出し手と期待される副業農家でも、生産の継続が可能なため、なかなか貸し出すインセンティブが低いという実情にあるということです。文章いろいろ書いてありますが、稲作につきましては機械化の進展ですとか技術の革新がありまして、小規模ですとかあるいは高齢農家でも、機械さえあれば生産の継続が非常に容易になっているというようなことが、まず1点。

さらに、最近米価が下落しているのでコスト割れして、作付け意欲が低下しているのではないかというような声も聞かれるわけですけれども、実際は現在のような米価水準であっても、外部への支払いの経費、括弧の中に書いてありますが、労働費ですとか、農機具の償却費を除く生産の実費、それが米の売上代金を下回らない限り、一応見かけ上は赤字にならない、見かけ上は黒字になっているということですと、なかなか農地を手放すまでに至らないというのが、農村現場の実情だということです。

特に不安定な兼業農家の場合、景気が悪くなるにつれて、家計からの実際の支出を控えたいというふうに思う傾向が強まっております、そうだとすると今後の経済情勢によっては、飯米はやっぱり自ら生産するんだという動きがさらに強まることも考えられるというような実情でございます。

2点目は、「土地持ち非農家」が増加しているという要因でございます。今、相続などによりまして近年土地持ち非農家というのが急速に増加しております。土地持ち非農家というのは、表の下に定義が書いてあり、耕地及び耕作放棄地を合わせて5アール以上所有している非農家世帯ということですのでけれども、その土地持ち非農家が持っている農地面積は、昭和60年には17万ヘクタールであったものが、平成17年には60万ヘクタールに増加しております。

この土地持ち非農家のうち、例えば不在村で都会生活者が農地を相続したというような場合に、農地を現地で管理してもらおうと思っても、自分が都会に住んでいるので、なかなか農地がある地元との接点がないというような場合には、つい放置しがちになるというようなことですか、相続をした人が農業について余り事情を知らない場合などにあるんですけれども、農地を荒らしていると周囲に迷惑がかかるんだというような、意識の低い人が相続をして土地持ち非農家になっている場合も結構あると。そういうような場合には担い手の集積に結びつかないというようなことで、不在村の土地持ち非農家が増加しているということが、なかなか農地の利用調整の障害になっていたり、さらには耕作放棄地の発生の原因になっているというような事情があります。

また、仮に土地持ち非農家が都会に出ていなくて在村であった場合にも、どうせ持っているのが小規模だからということで利用への関心も低くて、つい転用期待で保有しているというような、そういうケースも多く見られるようです。これは土地持ち非農家が増加していることで はまとめてみましたけれども、定義上土地持ち非農家に当たらなくても、自給的農家でも似たような意識の人が結構いるのではないかなというようなことです。

下の(2)の方は、農地の受け手の方から見た、担い手の方から見た要因ですけれども、耕作条件で見ますと、兼業農家だとか小規模農家、農地の出し手と期待されるそういう人から見ても、耕作条件でよい農地はそういう人たちにとってもよい条件のところなので、なかなか手放さない。じゃ担い手に出てくる農地はどういうところかということ、むしろ中山間の傾斜地の農地だとか、土地改良がまだ行われていない未整備の農地だとか、条件が悪いところなので、そういうところだと担い手もなかなか借りたいと思わない。借りたいと思うような農地の出物がなかなか少ないというようなのが1点目。

2点目は、その分散の状況ということで、既に大規模に農地を集めている人でもなかなかまとまっておりませんので、その場合には圃場間の移動時間が非常に長いだとか、機械の効率利用が困難だというような実態に現にあるところに、さらにまた分散しているところに、出物があったとしても、非効率になるので、なかなかそこをあえて借りようというような感じにはならないというようなことが実情でございます。

次のページは、農地の利用調整をする間に、貸し手、受け手の間に入って利用調整をする機関の方から見た要因を2つまとめてみました。

1つは農業委員会です。農地は農業委員会がいろいろな世話をする機関としてあるわけですけれども、実際農業委員会は農地基本台帳というのに基づいて農地を管理しているわ

けですが、相続があった場合に制度上だれが相続をしたのかというのを把握し切れない仕組みになっています。そうしたことから、今どんどん相続が発生しているわけですがけれども、担い手へのあっせんにも限界が出ているというような状況があります。

また、一部新聞等でも報道されたことですがけれども、開発目的で仮登記が付されているような農地というのがあるわけですがけれども、これも制度上仮登記が付されたということが農業委員会が把握できるようにはなっておりませんので、そうすると仮登記が付されてそのまま遊休化しているというのがそのままの状況になって、担い手への結びつきに至らないというような事情も増えているというのが、農業委員会に関連する要因。

もう一つ、農地保有合理化法人というのがあります。県公社だとか市町村公社だとか呼ばれているものですがけれども、要は離農農家や規模縮小農家から農地を借りて、または買って、それを担い手に貸し付けまたは売り渡す事業、そういう事業をやっているんですけども。農地の価格が、下にありますように今下落傾向の中にありまして、そういう場合に合理化法人が農地を買ってなかなか売れずに持っている、農地の下落をしたそのリスクを合理化法人が負ってしまうというようなこと。また、貸し借りの場合にも、いったん借りたんだけど、また借りてくれる人が見つからないといったような場合に、地主に対する賃借料を法人が負担しなければいけないという、そういうリスクもあって、なかなか手が出しづらいというような実情も、なかなか集積に結びつかない要因ではないかというようなことを考えております。

以上のような実態を踏まえまして、農林水産省では今国会に、農地を一つは確保するんだということと、所有から利用に理念を転換して、フルに使っていくんだということをおねらいとした農地法の改正法案を提出しておりますけれども、今日は時間がありませんけれども、また機会があれば改正法案の中身についても説明ができればと思います。

点目、「若者の農業への参入」のテーマです。

政策目標といたしましては、39歳以下の新規就農青年を毎年1万2,000人程度確保するという目標にしております。この1万2,000人というのは、望ましい農業構造で「効率的かつ安定的な農業経営」を家族経営、集落営農経営、法人経営、いろいろ合わせて全体で40万経営体を作っていくというのを農政の目標にしておりますが、その構造が今後とも確保され、その水準を維持していくために必要な若手の参入規模ということで設定した水準です。

現状はどうなっているかといいますと、2の(1)のところにあります。39歳以下の

新規就農青年の就農状況、農家子弟で自営で就農している者が平成19年で9,600人、外から入ってくる新規参入者が600人、合わせて1万200人ということで、大体最近では1万人程度で推移しております。

(2)ですけれども、その自営就農の数字とは別に、農業法人等に雇用される形で就農している人というのが、平成19年で7,000人、そのうち39歳以下の若い人が4,000人程度いるということがございます。

次のページですけれども、その雇用形態での就農といいますのは、非農家出身者でも営農開始時の初期投資の負担が少ないだとか、いろいろ円滑な就農を進める上でのメリットも多いものですから、農林水産省としても今後の将来の農業経営を担う人の確保を図る上での新しい方策として、積極的に推進していくことが必要なんじゃないのかと考えておりました。現下の雇用情勢も踏まえまして、20年度の2次補正予算におきまして、就農を希望する人が農業法人に雇われながら実践的な技術習得の研修を行う、「農」の雇用事業というのを創設して、これから推進していこうとしております。

下にポンチ絵がついておりますけれども、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、研修費用について月額上限9万7,000円を最長12カ月、そういうことを支援することにより1,000人程度の雇用就農者を育成しようということで、今事業を進めているところです。

3ページですが、なかなか、じゃ若者の参入が進まない理由はどう捉えているかということですが、まず自営就農の場合、一つはやっぱり所得水準というのがあると思われれます。農家子弟が自営農業に就農するかどうかを決断するに当たって、その親の経営を見ながら、果たして十分な所得が得られるのだろうか、経営者としてやりがいがあると実感できるのかというようなことが、大きな判断要素になると思われれます。

そのうち、所得の確保状況について農家の販売金額で見ますと、営農類型にもよりますけれども、他産業並みの所得の一つの目安として500万円というのを想定した場合に、販売金額から見て500万円以上の所得が見込まれる階層として、1,500万円以上の売上がある経営体はどれくらいあるのかというのを見てみますと、全体の販売農家のうちの5%程度。下の表にありますけれども、数として8万5,000戸になりますけれども、それぐらいの水準にとどまっているというのが実態です。

そういうようなことから、本人もなかなか今の親の経営を継ぐのでは十分な所得の確保は難しいかなと感じたり、親がまたやめた方がいいぞと言って就農を勧めないなど、そんなようなことがなかなか若者の参入が進まない要因の一つになっているのではないかと。

2点目は、下の方の の新規参入の場合の負担ということですが、農外から新規に農業参入する場合には、技術の習得の他、農地を買うなり借りなければいけない、あとは機械もそろえなければいけない、あとは営農のつなぎの経費も必要だということで、営農開始時の負担も非常に大きいのが実態です。そういうこともありまして、新規に参入する人にとっても、 の所得が果たして確保できるんだろうかということもありますし、それに加えて、そういう負担が非常に大きいということも、ためらう原因の一つになっているのではないかということです。

下に、農業会議所の調査ですとかありますけれども、一番下にありますように、仮に水稻を新しくやろうとした場合に機械一式そろえると、大体1,000万円ぐらいは簡単に機械一式かかってしまうと。そのほかに農地の取得代金、借りるにしても取得代金がかかるというようなことございます。

次のページですけれども、これは新規就農者に営農を開始したときの、振り返って見て何に苦労しましたかというのを聞いたアンケート調査ですけれども、これを見ましても、技術の習得が1番、2番目は農地の確保に苦労したと、3番目は資金の確保に苦労したというのが3つの大きな柱になっているという実態です。

(2)番目は雇用形態での就農ですけれども、今、通年で雇用されている人が12万人います。その12万人の雇用している受入先というのはどうなっているかといいますと、今175万戸販売農家がありますが、そのうちの2万1,000戸。法人は1万4,000戸ありますけれども、そのうちの6,000経営体で、全体12万人が雇われているということで、圧倒的に雇い入れをしていない経営体が多いということなんですけれども、そういう中でもっと雇い入れることをやっていくためには、一つは、 にありますけれども雇用力の一つとして、売上の確保を目指していかなければいけない。

十分な売上の確保というのが雇用を行うために必要になるわけですが、法人で見ても雇用力が生まれるであろうと想定される、仮に販売額が3,000万円以上ある経営体とこのを見ると、法人の中でも5,000程度しかまだないんだというのが実情だということです。

次のページは、雇用力として通年の働く場所があるかということですが、農業については農繁期と農閑期がある分野が多いわけですが、そういうところでは通年的な業務が確保できないので、常雇ではなくて臨時雇用ということになるわけで、常雇については、畜産などの通年的な作業のある部門での比重が今高くなっているというの

が実態です。

文書の一番下ですけれども、今後雇用形態で就農するものを確保しようとする場合には、雇用の受け皿となる売上の大きな農家や、法人を増やすと。そのためには、一つには規模拡大を進めていくということもありますが、もう一つには、売上高を伸ばすために必要な経営の多角化、加工だとか販売も手がける、そういうことも進めることが重要ではないかというようなことでございます。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局）　続きまして、「農業生産額の変化」につきまして、私からご説明をいたします。

1の政策目標の上のところに書いてありますように、現基本計画におきましては、農産物の価格は、需給事情や品質評価を反映する。市場原理を重視した価格形成の実現を図るということで、基本計画におきましては、農産物価格や農業生産額につきましては明示的な目標は掲げておりません。目標として掲げておりますのは、前回ご説明いたしましたような生産量とか作付面積等の政策目標でございますけれども、そうは言いましても総生産額、産出額はどうかということで、以下分析をしたわけでございます。

2でございますけれども、全体の総産出額、平成2年、1990年対比をしておりますが、11兆4,000億余から8兆円余ということで、減少率29%、約3割ほど減っております。

下のグラフを見ていただきますと、各部門それぞれ減っておりますけれども、特に大きいのが米で44%減、その他の分、果実が28、野菜・畜産21ということで、その他の分野は2割台の減少になっているわけでございます。

めくっていただきまして、主要な大きな部門とまではいきませんが、自給率の向上に寄与の率が高いということで、麦類と豆類につきましても併せて分析をしておりますが、これらにつきましては前のページと違いましてかなり大きな変動をしておりますが、麦類で14%、豆類で20%程度の減少になっております。

また、右のページが農産物の輸入額でございます。これは全体でこの間2割ほど増加をしておりますが、特に部門別で増加率が大きいのは、野菜が81%大きく増えているのが目立つところでございます。

以下、次のページで主要な品目につきまして分析を進めております。

まず、米でございます。先ほど申し上げましたように、この間44%減少しておるわけでございますが、内訳を見ますと、生産量なり作付面積、これは十七、八%の減少でございますけれども、右の方のページにまいりまして、価格の方がかなり下がっております。2

万1,000円水準から1万5,000円水準ということで、約3割下落をしておるわけでございます。逆に言いますと、価格はかなり安くなっているにもかかわらず、需要量の減少に歯どめがかかっていないという状況かと思っております。

めくっていただきまして、要因の分析等出ておりますけれども、何と言いましても米の消費量が減っております、ピーク時の37年から約半減をしております。この間ご承知のように麦類に変わったり、あるいは畜産物・油脂なり消費に加わったりということで、食生活の多様化・欧米化という形で減少しているわけでございます。

右側の7ページの、辺りに少し要因的なことを載せていますけれども、国民のライフスタイルの変化に伴いまして減っているのではないかとということで、食生活の欧米化並み、あるいは食生活の簡便化・サービス化、いわゆる外食・中食なんかが進んでまいりますと、米食以外の選択肢も増えてまいりますし、また、外食・中食ではやはり価格というものが、調達価格がかなり低いものが求められるということもございまして。

また、今一生懸命やっております日本型食生活というのは、実際問題としてなかなか手間がかかるというような面があるかと思っております。

ちなみに、その下のでございますが、後ほど説明があろうかと思っておりますけれども、19年度は輸入小麦の価格が上がった、あるいは景気低迷等ということもございまして、初めて前年よりも微増ということが出ております。

以下、(2)政策的要因ということで、昭和17年の食糧管理法以降の変異を概括しております。

めくっていただきまして、40年代になりますと自主流通米が出た、それから生産調整の本格実施、そういったことが始まったわけでございますが、特にで、平成になりまして食管法の廃止、食糧法の制定、あるいは流通規制の原則撤廃といった流れになっておりまして、このような中で多種多様な米の流通ルートが形成をされ、品質とか価格とかの面で産地間競争も激化をしております、その結果、食味等の品質はある意味かなり向上してきたのではないかとこのように考えております。

また、にございますように、需要が減っておりますので、水田面積の6割で生産ができるわけでございますので、残り4割を麦・大豆等の有効利用ということで、生産調整。

さらに番で、特に新年度からは主食用米以外の新しい米需要ということで、水田フル活用などに取り組むことをしているところでございます。

続きまして、次は野菜でございますが、野菜はこの間約20%減少しております。野菜全

般で申しますと、これも先ほどの米と共通する部分もございますが、消費が中食・外食等で高まってまいりますと、カット野菜、冷凍野菜の増加、加工用の需要が増えているということで、下のグラフでも青の部分の加工用が既に5割の需要になっておるわけですが、この加工用につきましては輸入野菜の割合が高いということで、結果的に加工・業務用に移り、その加工・業務用は輸入野菜が多いということで、国産の消費が減っていくというような全体的な傾向と。

あと品目的には、ここで後ほどだいこんの説明ございますが、だいこんのような重量野菜が減っていくというような、品目の入れ替えといったような部分もあるわけでございます。

めくっていただきまして、10ページが品目のことをいくつか書いてございます。野菜は多種多様でございますが、主だったところは、トマト、いちご、きゅうり、ばれいしょなどという順番になっておりますけれども、多くの品目が減少の進む中におきまして、四、五行目に書いてございますように、トマトとかいちごとか、そのまま食べられるといったような品目が多うございますが、伸びている品目があるわけでございますけれども、多くの、特にだいこん、きゅうりなどにつきましては、かなりの減少をしているわけでございます。

この野菜の中で一番量が多い代表的な品目ということで、だいこんを見てまいりますと、その下でございますけれども、だいこんにつきましては総生産額が約4割減っておりますが、この間、市場価格、右の上の方のグラフが市場価格でございますが、市場価格はほぼ横ばいの中で、生産量の減少がそのまま総生産額の減少になっておるわけでございます。

めくっていただきまして、12ページがその要因でございます。

野菜は何と言いましても保存が難しく、短期的に供給量が変動しやすいわけですが、一方物価対策ということで、生鮮物を安定供給する必要があるということで、供給計画に基づきまして安定的な計画生産、出荷をするという前提のもとに、価格が下落をした場合には給付金を交付するという、いわゆる指定野菜価格安定制度を実施しているところでございます。

この指定野菜価格安定制度は野菜を品目ごとに産地指定をいたしますが、だいこんにつきましては、全体の面積はかなり減っている中におきまして、指定野菜産地のだいこん面積がほとんど減っていないということで、ある意味、指定産地以外の小規模産地が淘汰されて集約をされているというような状況かと思っております。

また経済的要因、繰り返しになりますが、加工・業務用などが増えているという事は、だいこんでも同様な現状だと思っております。また社会的要因につきましても、食生活の欧米化なり、あるいは重量野菜が減ったりということで、むしろ伸びておりますのはブロッコリーなどの洋風野菜でしょうか、サラダ向けの野菜が増えているということでございます。

次は、13ページが果実でございます。果実につきましても28%ほど減少しております。この減少の要因としましては、果実、単なる嗜好品ではございませんけれども、やはり菓子などの嗜好品との競合ということで、全体の消費が低迷している中におきまして、書いてございますが、やはり需要は生鮮果実から輸入が大宗を占めております加工品、ジュースなどの加工品の部分が増えておりまして、この加工品の部分は圧倒的に輸入品が強いということで、全体が減少している状況でございます。

めくっていただきまして、14ページは主な品目についていくつか書いてございます。果実でございますと、温州みかん、りんごが代表でございますが、以下、ブドウ、日本なしなど、多くの品目が減少しておりますが、その中でおうとうであるとか、あるいは西洋なし、一部の品目では増加をしている品目もございますが、ここでは代表的な品目ということで、温州みかんについて若干ご説明をしたいと思います。

温州みかんの状況でございますけれども、過去過剰で暴落したような経験もございます。需給に応じた計画的な出荷をするということでかなり出荷量を絞ってまいりまして、生産量は約36%ほど減少したことによりまして、一方で価格はおおむね横ばい、右のページという真ん中のグラフでございますが、おおむね横ばいの価格を維持をしているのかなというような状況でございます。

めくっていただきまして、この要因でございますけれども、平成3年以降、生のオレンジ、それから4年には果汁の輸入の自由化などを行いまして、それに伴いまして平成6年からウルグアイ・ラウンド対策等で園地転換対策、みかんから他のタンカン等への園地の転換などを行い、また需給調整なども行ってまいりました。

一方で、前にありますように、かなり園転等を行いまして優良品種の導入、あるいはマルチ栽培というような水分調整技術、それから施設でも光センサーということで、生産物の糖度を一定以上のものだけを選んで出荷するといったような取組をしておりまして、近年、我が国のみかんはかなり品質的には甘くおいしくなってきたというふうに自負しておりますけれども、価格の方はほぼ横ばいというような状況だというふうに思っております。

す。

あと、果実生産で特に問題になりますのは、かなりの傾斜地に立地をしているところが多うございます。特にみかんにつきましては、下の表にありますように、傾斜地といいますが15度以上のところが4割、44%が15度以上ということで、かなり中山間地域での限られた重要品目としての重要性があるわけでございます。

その他、社会的要因といえますか、先ほど来申し上げていますような簡便指向で、最近特に皮をむくのも手間だということで、同じ果物の中でもいちごであるとかそういったものに、より需要が高まっているような状況になっているところが現状だというふうに考えております。

続きまして、畜産物でございます。ここでは肉用牛についてご説明をさせてもらいたいと思います。

畜産物につきましても、トータルといたしますと減少率が2割でございます、部門別にも乳用牛、肉用牛、豚、鶏ということでそれぞれ各2割程度の減少になっているところでございます。

この代表的な肉用牛につきまして、これは平成2年と19年を比べますと約2割減ということになっておりますが、後ほどちょっと出てまいりますけれども、牛肉の場合はかなり景気に影響されるということで、このバブル前の水準でいいますと、昭和60年ごろは4,700億円ほどございましたので、ほぼそれに戻ったような、そういった感覚の数字になっております。

その内訳でございますが、まず価格の方はトータルとしては若干減になっておりますが、右側に牛肉の枝肉価格の推移が出ております。BSE等の事件もございまして、かなりいったん下がって今は戻ってきたのかなという水準でございます。

また、生産量の方は、和牛の専用種はよろしいんでございますけれども、乳用種が減りが大きいということで、減少の要因になっているところでございます。

その辺をちょっとめくっていただきまして、20ページに要因分析をしているところでございます。牛肉につきましても、先ほどの柑橘と同様に、これ牛肉・柑橘の交渉の結果、平成3年度以降自由化が行われ、経営安定対策なり、補給金等の取組をしてきたところでございます。その他、一番にありますような肉用牛の贈答運動なり、あるいは機能性成分を生かした消費拡大運動などに取り組んでおるわけでございますが、経済的要因といたしまして、先ほどもちょっと申しましたが、牛肉につきましては景気の動向に左右されやす

いということで、平成2年はバブル景気でしたが、その前のバブル前の水準に比べて、その段階では好調であったということでございます。

その後、右のページにまいりまして にありますような、平成13年には国内でまずBSEが発生され、消費が落ち込んだわけですが、その後おおむね回復した後、今度は逆に米国におけるBSEが発生をしたということで、国内の牛肉価格はむしろ堅調に推移をしたというような、大きな他律的な要因でかなり影響される状況にあるわけでございます。

また、先ほど若干申し上げましたように、肉のもとになりますものが、肉牛と酪農からくる乳用牛がございまして、乳用牛の方がこれは生乳の生産が減少しているのに伴いまして、農用牛の方の供給が減っているということも、一つの減少の要因になっているところでございます。

針原チーム長 すみません。かなり時間がもう40分たっておりますので、よろしく。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 簡単にやります。

以下、麦類と大豆につきましては、これは大きく変動をしておりますのは、米の生産調整の影響でございます。それぞれ平成の中頃は、米の生産調整の緩和されたことによりまして、それぞれの作付面積がかなり減ったということで、その後近年はまた米の生産調整が強化をされるに従いまして、生産が戻っているというような状況になっているところでございます。

また、この間、麦につきましては23ページでございますけれども、政府の無制限買入から民間流通に移行したということございまして、流通制度が変わったことによりまして品種改良や栽培技術と、そういった優良品種への移行などが主に進んだというふうに考えているところでございます。

めくっていただきまして、24ページが社会的要因でございますけれども、麦につきましては国産品は輸入品に比べなかなか品質がよくないと、たんぱく質が低いということでなかなか扱いにくかった面があるわけでございますけれども、それにつきましても近年はかなり品種改良等も進みまして、輸入麦に近いような二次加工適正なものがかなり出てきたということで、今後は有望だというふうに考えているところでございます。

最後の豆類でございますが、豆類の中の代表的なものの大豆について若干申し上げますが、大豆につきましても先ほどの麦と同様に、生産調整によりまして増減をするわけですが、めくっていただきまして26ページでございますが、下の方に若干書いてござ

いますが、大豆につきましては麦と違いまして、品質はもちろんたんばく質が高いということで、需給者の評価は高いわけでございますけれども、一方で特に湿害に、夏の暑さに弱いということで、なかなか技術的な問題がクリアできてなかったということでございますが、これらにつきましては最近大豆の300A技術で、かなり合理的な技術体系もできて上がってまいりましたので、これらにつきましては普及することによって増産に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

飯高農村振興局農村政策部長 引き続きまして、「農地の確保」でございます。

農地は平成27年に全体で450万ヘクタール確保するという目標を立てておりますが、平成20年で463万ヘクタール、大丈夫かなというペースであります。

それから、優良農地、これは農振農用地区域内の農地ですが、やはり平成27年で404万ヘクタールという目標を掲げておりますが、同様平成20年で408万ヘクタールございまして、何とかいけるかなという感じであります。ただそうは申しましても、下のグラフを見てお分かりのように、ピーク時の7割しか今ありません。3割なくなってしまっております。ここでの農地というのは、若干農地法の農地とは違いまして統計上の農地として、耕作放棄地が含まれておりません。耕作放棄をすると除外されてしまって外に出てしまいます。逆に耕作放棄地を復旧すれば増えてくるという、そういう農地であります。

この棒グラフ、青と赤がありますが、赤が改廃されてなくなってしまった農地です。青が造成した農地、高度成長期に相当赤い棒グラフが立っていますけれども、その半分ぐらい戻していたんですね。それが最近ではもう農地を大規模に造成するというのができなくなってございまして、ここはやはり今ある農地を大事に守っていく、それから耕作放棄地を復旧していく、この2つによって農地を確保していきたいと思っております。

次のページ、ここで下の表が小さくて恐縮ですけれども、下の表の右側に緑色と黄色い色の欄がありますが、この薄い黄色い色の欄をちょっと見ていただきたいんですが。3つのブロック、上から上段、中段、下段とブロックがあって、一番上が都市計画を張ってないところ、田舎だと思ってください。真ん中は市街化調整区域ということで都市近郊で、しかし調整区域が張ってある、開発が不自由なところです。一番下が市街化区域でございます。

農地の値段を見てまいりますと、一番下の市街化区域から見てまいりますと、この一番右の欄ですが、農地の値段が1に対して転用すると1.8、倍にもいかないんですね、8割

増しぐらいです、市街化区域内は。上にいきますと、農地の値段が1に対して転用すると4.3、調整区域といってもやはり都市に近いということで、転用すると4.3倍利益が出る。さらに田舎にいきますと1に対して10.6ということで、10倍以上の利益が出るという表です。つまりこれは田舎ほど転用の誘いというか誘引が強く働くという、そういう表になっております。

次のページ、これも下のグラフで耕作放棄地の推移を書いています。経営局からも説明がありましたが、これも本当大変小さくて恐縮ですが、赤が土地持ち非農家です。これが随分増えちゃってありまして、土地持ち非農家というのは大体不在村が多いんじゃないかと思いますが、そういうことでどんどん増えて歯どめがかからない状況であります。

3番から要因ですが、(1)は政策的要因と、ちょっと刺激的なことが書いてありますが、やはり昭和35年高度成長期からは、どうしても二次、三次産業中心ということで、転用をどんどん促進してきたという経緯があります。

次のページへいきまして、のところで60年代以降になりますと、これは特にバブル期ですね。これは冷ます意味で土地をどんどん供給しろという、そういう動きが高まりました、平成元年、2年に特に農地転用規制で大幅な緩和を行ったわけです。インターチェンジから300メートル以内の農地は原則転用できるよというような、そういった類の転用を促進させてしまったような規制緩和をしていったわけです。

は地方分権ですが、これは今も地方分権の要請というのは全く衰えておらないのですが、ここにありますように平成10年に4ヘクタール以下、この権限を移譲しますとともに、平成13年に2ヘクタール以下は自治事務にしたわけです。国と都道府県は対等であって、もう国の指示とか命令とかいうことではなくて、何かあったときには話し合いでというような仕組みに変わったところがあります。

しかし、ここで自治事務なんですけど、去年ちょっと調査をさせていただきました。その結果、やはり都道府県の行ってきた転用の事務・実務については、首をひねる事案が多々見つかったわけがあります。あくまでサンプルですが、1割を超える、適切とはなかなか言えない事案が明らかになりました。公表もしております。そういうことにかんがみますと、やはり農地転用というのは我々としては、現場に近ければ近いほどなかなか大変だなと、これは。申請者に近いところが転用の許認可権限を握っているというのが、これはやはり人の常として、なかなかこれは大変なことではないだろうかという認識を持っております。

そういうことで 番目に農地法の法案を国会に出しておりますが、今までずっと緩和とか分権という歴史の流れに乗ってきた農地制度を、ここで自給率を向上するという、そういう大きな目標に向かって今までにない、転用を厳しくするという、言ってみれば初めてこういう方向にかじをぐるりと切ったわけであります。

次のページ、あと経済的要因等々先ほど言いましたように、やはりいろいろ農地をつぶして他に持っていきたいという、それは狭い日本ですので様々な土地の需要が競合するのはやむを得ませんが、いずれにしても私どもとしては農地に関しては、やはりどうしても出し手側に回っていたと。それから、農家も転用期待というのが非常に強くて、農家の方からも是非お願いしたいという声が強かったと、今もそうだと思いますが否めないと思います。

それから、社会的要因としては、これは実は核家族等々の関係で、世帯数が随分増えてきて、人口は減少傾向なんです。それで分家住宅、今まで大家族で住んでいたんですが、家を新しく建てたいというそういうのが非常に多くて、転用のかなりの部分は住宅なんです。そういったこともあるかなと。

それから、転用はそういうことですが、耕作放棄は先ほど申しましたように、相続に伴ってだれが継いだのか分からなくなっちゃう、そういうことでどんどん荒れていってしまふ、そういうことだろうと思います。ちなみに、今回農地法を改正して相続で譲り受けた場合も、届け出をして下さいというふうに改めることとしております。

さらに、 にモータリゼーション、これは例の大型スーパーの郊外の出店等々で、まとめて農地がつぶれていくというような社会現象もあったところでございます。

以上が農地であります。

時間が押していますので、若干スピードアップをして。

「農村」ですが、なかなか茫漠としたテーマなのですが、一応ここで我々指標としては、交流人口、それから市民農園、こういうのをソフトの対策として目標を掲げております。

交流人口につきましては、農村を農村の人たちだけではなかなかもう守れない、都市の人も一緒になって往来をする中で守っていこうという、そういう方向で取り組んでおります。下の方にいきますと集落がどんどん消えていっているというようなことが出てくる。次のページですね、失礼しました。

次のページをご覧くださいますと、集落が随分減ってきている。右側の円グラフを見ると、これは都市部で結構。中山間は当然と言えば当然だと思ふんですが、都市部でも集落

機能というのがどんどんなくなっちゃっているというのが見てとれます。

下の方はブロック別ですが、四国がなかなかこれ大変だなというような数字になっております。

それから、急ぎますが次のページでございます。所得・経済というところですが、これは農業所得もなかなか農産物の価格が思うようにいかないということで苦戦していますが、それにも増して、昨今農外所得の減少が非常に多いと。大半が兼業農家でしょうから、この農外所得の減少というのが家計にストレートに響いてくるということだろうと思います。

(3) 生活環境・産業基盤ですが、どうしても農村部は高齢化社会が平場よりも10年以上先に進行しているというところでありまして、お年寄りが住まっているときに一番不安なのは、やっぱり病気とそれから災害だろうと思うんですね。そういった意味でその災害なり病気、いざというときにそういうものに対する備えがきちんとできているか。なかなかできていないところは、どんどんそういったところで人が減っていくことにつながっていくというようなことだろうと思います。

それから次のページですが、(4) 生産基盤ということですが、これはいろいろ日本の農地、特に田んぼなんです、これはただの土地じゃなくて、これは大陸と全く違うのは、水がくっついてる農地、田んぼが典型的なんです、水つきの農地であります。中国なんかへ行くと天水に頼っている農地がほとんどなんです。この水を張りめぐらす、毛細血管のように張りめぐらすというのは、弥生時代から人が営々と築いてきたわけです。これは当然金がかかる、しかも老朽化する。

それが、ここにありますように農業水路の長さ40万キロ、地球10周分、これがいつかはだめになっていくわけです、次々と。このストックの老朽化、これを食いとめるためにやはりお金がかかる。そういった方に随分とこれからお金を回さなければいけないという状況にあります。

それから、(5) の農村環境ですが、先ほど申しましたように、集落がだんだんなくなっていく、そうすると鳥獣害の被害などもだんだん増えてまいりまして、ますます人が住まなくなっていくというような悪循環が見てとれます。

それから、次の5ページですが、これも今まで申し上げましたように、経済構造が変わったということで都市部に人口がどんどんシフトしていった結果、農村部の人口が減っていく、それによってインフラ等々が不効率になっていって、だんだん水準が落ちていくというようなことです。

それから、これは最近、国で予算をとっても執行できないというような状況があります。それは自治体の財政力が非常に今弱っておりまして、なかなか自治体の方がお金が出せないというような状況があります。それに対しては様々な対策を講じていますが、そういった意味で、特に財政力支出の弱い農村部でこの傾向は顕著だろうと思います。そういった自治体の財政基盤の問題。

それから、市町村合併がありまして、これも一概に悪い方向ばかりではないと思います。豊かな市の財力が農村部に回るという場合もありましょう。ただ総じて言えば、やはり町村というのは吸収される傾向があり、どうしてもその辺の資源の管理が手薄になる、そういったことがあるのではないかと感じております。

それから最後のページですが、経済的要因。先ほど言いましたように、農家は大体兼業の先というのが建設業とか役場が多いんですね。今の建設業、役場というのがどんどん縮小しておりますので、そういう意味で兼業先が細っている。その結果、農村漁村の活力が減っている、こういった面もあるのではないかと感じております。

以上、大変走りながら飛ばして恐縮ですが、以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

予定では、これから5項目ばかり宿題返しといたしますか、やるつもりでございますが、議論の時間をとるために、これを後で資料を見ていただくということを前提に、資料の紹介という程度にそれぞれ1項目1分程度で、ここに何が書いてあるかということをお願いいたしたいと思います。

米の取引価格、それから小麦と米の需要の関係につきまして、これは総合食料局の枝元課長からお願いいたします。

枝元総合食料局食糧部計画課長 じゃ、資料の2でございます。

最初をめぐっていただきまして、ポイントといたしまして、平成16年に流通が自由化されたことで、流通また価格、すべて仕組みが変わったということでございます。過去この一番上の農協、全農、卸と、こういうルートが基本でございましたけど、今は消費者はどこからでも、どういう価格でもお米を買えるようになったというふうに仕組みが変わったことで、農協が自ら売るとか、生産者が自ら販売する、そういう流通形態も出てきていること。

あと、次のページでいきますと、これは消費の方から見ておりますけれども、下から2番目の外食・中食事業者がもう既に280万トンございます。一般消費者がお買いになるの

が300万トンですので、この外食・中食事業者の動向というものが流通価格等に、いろいろな意味で大きな影響を持っていると、そういうことでございます。

あとは価格については、まずセンター価格、センターを使わなくなってきた相対を調べましたとか、価格が総じて下がっているんだけども銘柄によってはそうでもない。そういう意味では、価格というのも全体だけ見るわけにもいかないというようなこと等々書いてございます。

あと資料の3でございます。小麦価格、これは政府の方で決めてございますけれども、価格情勢に伴いましてこの価格が上がります、2ページ目でございますが消費者物価指数を見ていただきますとおり、米は非常に価格が安定してございます。いろいろなアンケートなり実需、米にかかわる方々、そういう方々から話を聞きますと、やはり小麦の価格、バター等の価格、その上昇に伴ってお米の消費というものが昨年来伸びていると、そういう状況にあるということでございます。

以上でございます。

針原チーム長 次は、営農類型別の農業所得、水田・畑作経営安定対策について。この後者につきましては、1回目のヒアリングの時に指摘があった論点でございます。

よろしく申し上げます。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 資料4ですけれども、前回農業の担い手ですとか新規参入を考えるに当たって、農業で得られる所得が意欲のわくものになっているのかどうかというのを検証したいというご意見がありましたので、主業、副業、作目、規模別に時給ですとか所得を整理したものが資料4でございます。

資料5につきましては、針原総括審議官から紹介がありましたように、前々回ですか、農家からのヒアリングの際に北海道の畑作農家の方から、水田・畑作経営所得安定対策について、なかなか意欲がわかないものになっているというご指摘があったものに対して用意した資料でございます、まず制度がどうなっているのかということと、北海道で何が起こったのかということで、結論から申し上げますと、その制度の設計の問題ではなくて、北海道と九州の北部で制度導入したときに非常に豊作になったものですから、そこで農家の手取りが非常に目減りしているということになって、それに対しましては本対策とは別途の予算措置を講じて措置してございますので、そういったことへの不満の意見だったというふうにご理解いただければと思ひまして、用意をいたしました。

以上です。

今城大臣官房政策課長 続きまして、資料6です。

これは前回のUR対策のことで、現在についてはどうなのかということをつなぎ足したものです。

例えば、おめくりいただきまして2ページですが、先ほど農地面積の話が出ましたので省略しますが、例えば新規就農対策の効果ということでは、平成10年には1万1,000人ということですが、これは最近においても大体ニアリー・イコールの数字ということでキープされております。

また、3ページ、4ページですが、いわゆる圃場整備、水田整備率との関係ということで、前回お出ししたのは、例えば上ですと平成4年と平成10年ということで、圃場整備前、圃場整備後ということでの労働時間の減少ということだけをお示ししたんですが、これは経年で全部お示ししております。17年、まだまだ稲作労働時間が、最近は鈍ってはおりませんが、それでも減少が続いております。

下は参考ですが、整備率が高いほど、例えば麦・大豆の汎用化が進んでいる、担い手への集積率が高い、ということが現在でも言えるということです。

以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

ご協力ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

その資料の説明の中にもありましたとおり、例えば担い手への農地集積の問題、あるいは優良農地の確保の問題、今回、今国会に既に提出しております農地法改正との関係が非常に強うございます。できれば私からの提案でございますが、次回この改正法の内容をお聞きした上で議論した方がいいかと存じますので、次回もそういう時間があるということ念頭に置きながら、今日はそれも指摘していただいて結構なんです、それ以外のところを本日はちょっと重点的にやっていただければなと思っております。

どなたからでもお願いいたします。

大泉先生。

大泉委員 確認なんです、生産額の変化のところで品目毎に丁寧にご説明いただいたんですが、分かりやすかったと思います。ありがとうございます。

これをカテゴライズしますと、結局価格が下落して生産額が全体的に減っているのは米だけで、それで野菜や果樹や畜産や小麦というのは、作付面積や頭数が減ったことによっ

て、生産額が減っているというふうに理解してよろしいのかどうかですね。もしもそうだとすると、これは生産意欲がそがれているとか、あるいは何らかの構造的な問題があって、それで作付面積や頭数が減っているというふうに考えられるのかどうかということ。担い手の問題もこれあれなんでしょうが。あるいは、外国産との競合がある品目があるのかどうかですね。その辺をもう少し詳しく分析してみると、品目によって違ってくるのかもしれませんが、どうなのかということが若干気になったのですが、教えていただければというふうに思います。

それで、さらに農山漁村の活性化の一番最後のところで、農林水産業の低迷というところが出てくるんですが、これが価格の低下や輸入品との競合によって、近年は高齢化・担い手の減少との構造的な要因により低迷していると書いてあるんですけど、その小栗さんの話からとリンケージさせるとそうではなくて、むしろ作付面積が減っているから低迷しているんであって、よく価格の低迷が農業を悪くするんだというふうなことがまことしやかに通っているんだけど、それは米だけであって他は違うんじゃないのというふうなことが言えやしないかというふうなことです。

それからもう一つ、これは枝元さんがお出しになったこの資料2なんですけど、生産者の直接販売が179万トンくらいあるんですが、これ別のあれだと130万トンくらいという資料も、同時に多分たしか農水省は出したような気がするんですけどね。横に長いやつ、左から矢印でバーツとつなぐやつ。これが170万トンと130万トンは随分違うような気がするんですが、その辺はどういうふうに考えればいいのか。

実は、ここで個人がどれだけ販売しているかというのは、結構米の問題の場合には重要な気がしていて、その捕捉の仕方がいろいろ条件が違うのかもしれませんが、教えていただければということです。

以上でございます。

針原チーム長 まず、じゃ、やりとりしながらやりましょう。

じゃ、小栗さんからですか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 価格の方でございますけれども、米はかなり明確に下がっておるわけでございますけれども、それ以外のものがほとんど下がっていない形で。この数字では、みかんはたまたま比べるとそれほど下がってない数字でありますけれども、現場の声としてはかなり苦しくなっていると、価格自体かなりぎりぎりのところへ来ているなというような声が多かったです。従いまして、これ以上価格を下げないため

には、少なくとも例えば供給量を、温州みかんであれば表・裏ありますけれども、かなりその都度その都度削ってきたと。削ってきたけれども思ったほど価格が上昇せずに、相変わらずぎりぎりのところかなと。果樹なんかですと、そんな感じの品目が多いかなというふうに思っております。

ある程度以上下がると当然再生産できませんので、野菜なんかで言えば品目が変わっていったというのは、収益性で低下した品目については、より新しい需要のある品目になっていくということだと思います。

麦・大豆はこれは政策価格といいますか、一定の規範という額がありますので別でございますけれども、そういったものがない園芸作物については、需要に応じた生産をすることによって、何とか価格維持ができればそれに依拠してやっていくし、価格維持ができない分については他の品目に変えていくということでございます。

今日ちょっと詳しく説明しませんでしたけれども、同じ柑橘の中でも、もと多かったいよかんとかはさくとか甘夏などについては、かなり値段が下がりました。従いまして、同じ晩柑でもデコポンとか新たな品目に変えていくといったような取組が行われているところでございます。

針原チーム長 枝元さん、どうぞ。

枝元総合食料局食糧部計画課長 先生おっしゃった資料は、多分米の基本指針の方で出していたものだと思うんですけど、あれは先生、ご案内のとおり、正直申し上げて本当にきちっと分かるというのは、農協から全農を通していく部分とか、全集連系の業者さんから全集連を通していくとか、そういうところしか、ある意味本当にきちっと分かっておりません。それをいろんな中から推計したりして、指針のものを出してございましたけれども、その後、相対の取引調査等で、再度精査をいたしましてこういうふうに整理してございます。

いずれにしてもどちらも推計でございますけど、こちらの方がより精度が高いというふうに思っております。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） あともう1点、輸入品と競合があるかどうかということでございますけれども、例えば野菜でネギとかブロッコリーとか、生鮮品で同じものが市場で、またスーパーなんかでも両方売られているものにつきましては、結構国産品と輸入品で値段差がある形で、生については、ちゃんと評価されて両者併存できるような形になっているかなというふうに思いますけれども。その加工とか業務用需要につきま

しては、やはり安ければいいというのが大前提だと思いますので、そこはほとんど加工品、輸入品になかなか太刀打ちができないというのが実態かなと思っております。

大泉委員 そうすると作付面積が減少しているのは、一つは輸入との対抗で負けてきているというのが一つと、それから消費ニーズが合わなくなって、それでほかのものに転換をすることによって、転換する際に少し減少していると。しかし価格は維持しているという、横ばいという表現ですね。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 横ばいというか、若干多分農家の感覚から言えば、値段が出ない出ないと、むしろ低落傾向だという意識が強いかと思えますけれども。今日持って来たデータでは、必ずしも具体的に価格が下がっているという数字にはなっておりませんけど。

もっと端的に申しますと、13ページの果実のところが一番分かりやすいんだと思います。13ページの右下の生産量、輸入量の部分でございます。輸入も含めた全体の供給量というのは変わらないわけでありましてけれども、下2つが、青、緑が国産でございますが、国産のシェアが減り輸入が増えたというところは、端的に言いますと輸入の方でも生鮮はそれほど大きく増えておりませんけれども、一番上の黄色の加工の部分はかなり増えたのかなということで、これは恐らく果汁という形で増えているというふうに思っております。

例えば、めくっていただいて15ページの右下、温州みかん生産量、生鮮オレンジの輸入量というのがございまして、自由化でその生鮮オレンジの自由化がかなり効くのではないかと心配していたわけでございますけれども、生果のオレンジとしてはそんなに増えていないということで、むしろ果汁が相当増えているのかというふうに思っております。

同じことは、ご説明をいたしました9ページの野菜につきましても、加工・業務用がかなり増えた中で、まだまだ加工・業務用でも輸入品ばかりではございませんけれども、やはり輸入の割合がかなり増えてきているところでございます。

それに対しまして、ただ黙って見過ごしているわけではございませんで、やはり野菜等につきましても加工用・業務用の需要にもしっかり対応していくということで、生鮮用と加工用で求められる品質も違ってまいります。加工用であれば柄が大きいキャベツであれば大玉のものとか、ほうれんそうもとにかく倍ぐらいの長さになるようなものとか。そういった初めから加工ということであれば作り方も違い、供給先も特定の契約をすとか、そういったことで何とか加工用・業務用の需要についても取り戻していきたいということで、取り組んでいるところでございます。

大泉委員 いろいろ品目によって違いがあるんでしょうけれども、消費が減退したと、そのことによって生産が減退したと。新規需要があるんだけどそれは輸入品に代わっていったと、それで国産がその新規需要に対応することはないことによって、全体の生産額が減っていったというように聞こえるんですが、それでいいんですかね。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 新規需要で代われる部分と、例えば同じ生鮮同士であれば結構国産品で代わっていく分野だと思うですけども、食生活の変化で外食とかそういったものが進んでいく中において、業務用とかであれば、かなりやっぱり安いものということで求められる中において、それだけの安い価格では国産品は供給できないと、輸入との競争に価格面では勝てないという部分で、輸入品が実際問題として増えているんだと思います。

大泉委員 そうすると、国内農業というのは、価格硬直的な対応をとってきたということですね。だから結果として価格が維持されるか、少し漸減傾向にあるという。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） そこはやはり再生産できる範囲の価格でなければ供給できませんので、いくら需要があるからといって、当然生産物になれない水準ですと供給することはできないわけでありますので。

大泉委員 そこは構造問題ですよ。構造問題になって、つまり再生産できる価格かどうかというのは.....

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） はい、まさに。

大泉委員 価格先にありきじゃないですから、構造がそれについていかなかったということですよ。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 例えばその野菜であれば、中国のような極めて安い労働力で対抗することができないということになりますし、大平原でやるようなアメリカのような農業もできないということだと思います。

大泉委員 わかりました。すみませんでした。

針原チーム長 はい、ありがとうございます。

今の聞いておりますと、価格が下がったかどうかという実感というのは、マクロで見るとそんなに出ないんですが、農家の現場の実感でいうとかなり価格が下がっているとよく聞く、ここをどう見るかというのも、これからの処方箋を考える上で一つの論点にもなるのかなと。輸入と構造の問題も一つのこれからの議論の論点だろうと思います。

他にありますか。

鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 農地の出し手から見た要因のところ、1つだけコメントをさせていただきたいんですが。最初の資料の3ページの一番下の表でございますけれども、ここには0.5ヘクタール未満の階層については提示されておりませんが、私の方の資料で見ますと0.5ヘクタール未満の階層は、ここで言っている「見かけ上赤字にならない」のではなくて、売上で物材費も賄えない「見かけ上も赤字」状態であるが生産を継続していて、その生産シェアがコメの総生産の10%あるということですからかなり大きいと思われまして。

他の階層のコメ生産に占めるシェアも見てみますと、0.5から1ヘクタールの層が20%、1ヘクタールから2ヘクタールで25%でございますので、ここまでの企業的にいうと明らかに赤字であるが続いている人たちの生産量が6割弱に達しているということでございますので、そういうことが続くということは、やはりなかなか構造改革というか、農地を流動化する意味で、これからも非常に大きな問題を抱えているということを示しているのかなと。

ですから米価が下がりますと、こちらの方はかなりもちこたえる力があって、むしろ非常に大規模専門的にやっている方が厳しくなるということで、受け手の方が厳しくなりますので、なかなか米価が下がることで集積を進めるということが、やっぱり進まないという点がここにはっきり出ているのかなというふうに思いました。

これはコメントということで、申し上げておきたいと思えます。

針原チーム長 中村先生。

中村委員 農地は次回ということなので、農地と並んで大事な担い手なんですけれども、先ほど非常に分かりやすい現状分析で参考になったんですが、ちょっと2つほど教えていただきたいのは、いわゆる株式会社のリースでどのくらい今、実際に農業が行われているかということと。それからその見通しというか、今度の農地法改正案とも関係するんだと思うんですけど、その辺が1つと。

それから、担い手への集積がしにくいという、その出し手とそれから受け手の分析がございましたが、つまり、その新規参入をとにかく最初にやるときには結構経費もかかると、技術もかかると。この辺はもう既に、今までのいろんな政策でかなり対策が、対応がとられているんじゃないかと思うんですよね。その都度その都度行われてきましたし、そのところが、いろいろ対策が講じられてきたにもかかわらず、なおかつこういうことがいまだに問題点として指摘されるということは、その憶測をたどると一体何が原因なのか、

その辺のところは、例えば分析でも結構ですし、あるいは概括的なお考えでも結構ですし、ちょっと教えていただければと思うんですけど。

針原チーム長 どうぞ。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） まず1点目の、農外からの企業の参入はどのような状況になっているのかということですが、ご承知のように、特区でリース方式で農業生産法人以外の企業の参入ができるようになりまして、今それが全国展開をされているわけですが、そういう形で入っているものが、現在全国で320社ございます。

また、次回農地のご説明をするときに併せて資料を提供したいと思いますけれども、320社がすごく利益を上げているのかというと、必ずしもそういうことでもなくて、規模も思ったよりは小さかったりとか、まだまだ参入して間がないものですから、実は経営状況は農業部門を見ると黒字になっていないだとか、そういう実態です。ですから、農外から入ってきた320社が、直ちに雇用の受け皿になるというような実態にはないということかと思えます。

あとは、受け手と出し手との関係という話で、若者の参入に関して新規参入の場合の負担の問題というのは、ずっと昔から指摘されていたのではないかというご指摘ですが、そのとおりでございまして、そういう面では政策対応といたしましても、新規参入、農外からの参入の人に対して農地をあっせんする窓口を作るだとか、営農開始の資金について無利子の融資制度を新しく作るだとか、実際にそういうこともやっております。

やっておりますが、今日の説明した資料でいきますと、農外参入からの人から見たときに、やっぱり負担だけで躊躇しているということではなくて、果たして自分が参入して十分な所得が得られるんだろうかという、その両方で悩んでいるというのが実態で、そういうこともあって最近ではまずは法人に勤める形で就農をして、技術を身につけて、または経営者のやり方を見ながら経営のノウハウも身につけて、何年かたった後に、経営主になりたいという人がのれん分け的に独立していくというのが、メインの就農のルートになりつつあるというのが実態かと思えます。

針原チーム長 どうでしょうか、他にございますでしょうか。

じゃ、次、梅溪さん、どうぞ。

梅溪内閣府大臣官房審議官 2つほど質問したいんですが、土地持ち非農家の増加のところ、現在急速に高齢化が進んでいますので、この土地持ち非農家の増加というのは、今後とも続くと思われま。先ほどのご説明ではこれへの対策としては、相続のところを

しっかり把握していくというご指摘はありました。

ただ、それだけでは、この土地持ち非農家が今後も増加していったら、それから耕作放棄地になっていくという流れをとめるのは、対応としてはやや遅いというか、耕作放棄地対策が、今平成23年に向けてゼロにしようとしている流れの中で、ペースがちょっと合っていない気がするんです。この土地持ち非農家への対策としては、もう少し何かご検討されるものはないのかというのが1点です。

それから、2点目は農地の確保のところ、転用した場合の価格の比較をご説明いただきました。これは大変興味深いです。この転用期待で農地が持たれているという事実は、多くの方がご指摘されていますので、このような図3のような形でデータをお示しされるというのは、議論の出発点になると思います。

ただ、税制面とかを考慮しても、これが本当にその土地を売った人の所得として、ネットで所得になっているのか、あるいはどういう形態の人がこういう比率のもとで実際土地を転用させているのか。ここではモデル的な事例をとっていらっしゃるかもしれませんが、転用する人のいろんな属性とか、こういう条件で転用をしているとか、その事例もかなり違いがあるかと思いますが、その辺何か補足的なご説明があればお伺いしたいと思います。

飯高農村振興局農村政策部長 1点目の土地持ち非農家対策ですけれども、これは土地持ち非農家に対してどういう手を打つかというのは、まず農地が荒れちゃっていますから、この荒れちゃっている農地を元に戻してもらいたいということなんです、誰が所有者だか分からない場合があります。それで今農地法を改正して、誰が所有者か分かるようにするというので、これから始まる。

それじゃ、今土地持ち非農家はどうか、これは所有者が分からないところで、例えば、畑の真ん中が古墳のように耕作放棄になっているところが時々あるんですね。聞いてみると、だれが相続したか分からない。じゃそれはすごく迷惑なんで、入って行って草を刈っちゃえばいいじゃないかと思うわけです。ただ、そこはどうしても後でトラブルになって、所有者が出てきて、人のうちへ無断で入ってきたと。日本は私的財産権をかなり強く守っていて、それでやっぱり躊躇したりするというのがあるので、今回農地制度を改正して、相手が分からなくても入っていけるように、かなり強力な権能を公的に与える、特定利用権というのを与えて、入っていけるようにします。

ただ草を刈るだけじゃなくて、さらに麦の種をまいて耕作する。こうなると小作料を払わなければならないですが、相手が分からないですから、これは保証金を供託する、いつ

でも取りに来いというような形で、そこは財産権との問題もありましたが、憲法との関係もクリアして、手続はいろいろあるんですが、知事の裁定という行為を待って特定利用権を設定し、相手が分からなくても保証金を供託してそこに入って行って、草を刈って、場合によっては麦の種をまく、こういう制度を用意することにしております。

ただ、制度は用意しても本当にやるかどうかというのは問題だと思しますので、そこはやはり農業委員会を中心に、地域で耕作放棄というのは守っていくんだという対策をとっていきたいと思います。

つまり、耕作放棄をしている方というのは、いろんな理由があると思います。病気だとか高齢化だとか。ただ、いずれにしても自分ではできないわけですから、その所有者が仮に見つかっても、その人にやれと言っても多分現実的ではないと思いますので、いったんその耕作放棄が出た場合には、私どもはその農地を所有者とパイでやるのではなく、地域の中で協議会を作っていて、関係者を一堂に集めて、そこでどうしたらいいんだという、まず話し合いの場を作って、そこに所有者が都会から帰ってきて、耕作放棄を解消すると言って、それに例えば税金を投入する。これは論外だと思います、モラルハザードになりますから。

そうじゃなくて、例えば担い手がそんなところをやるのは採算に合わないけど、地域全体を考えればやろうというような場合には、そこをほかの第三者が耕作する場合にはここを支援しようと思ひまして、その対策を来年度予算に出しております。そういった制度と支援措置を含めて、耕作放棄の解消なりそういったものにつなげていきたいと思ひています。

それから、転用の話なんですけど、おっしゃるとおりいろんなケースがあるんですが、これはご案内のように、そのキャピタルゲインに重課税しろとか、様々な議論がこれまでもずっと出てまいりました。なかなかそこは私ども検討したんですけど、キャピタルゲインを全部召し上げろというのが非常にハードルが高くて、今回そういうことを措置することにはなっていませんが、基本的には譲渡所得に対して課税がされるのは当然のことですし、それから転用の場合には、都市部がこれ市街化区域なんで、もう転用価格は織り込まれちゃっているんで、農地を農地として売る場合でも、転用して売る場合でもあまり変わらない、8割増しぐらいにしかならない。届け出で済みますので。

ところが、田舎はやっぱり許可を受ける場合に、非常に条件が場合によってきついつころもありますから、そこは仮にそういうところを条件をクリアした場合には、このぐらい

のプレミアムというか、キャピタルゲインが発生するという、非常にモデル的にちょっと出して見たわけです。おっしゃるようないろんなケースがあるし、属性もあるでしょうし、その後その土地がどういうふうに使われたとか、いろんなことを見ていかなきゃならないと思いますが、法案を国会で審議するのに備えまして、いろんな事例を調べてみたいというふうに思っております。

針原チーム長 今、鈴木先生、中村先生、梅溪さんのご指摘、次回農地法の改正の説明をするとき、今みたいに分かりやすく説明していただければと思います。

石黒さん、どうぞ。

石黒経済産業省大臣官房審議官 すみません。私の方はまた農商工連携なんかのちょっと先進事例から見た時の、非常にある意味では上澄みのところからのいつも議論になってしまうのですが、私がちょっと農商工連携でいろいろと見させていただいた農業生産法人なんかの一つのパターンというのは、先ほどの大泉先生の質疑に絡むんですが、実は結構多品種を作っておられて、かつ加工のプロセスをお持ちになって売っていたというのが一つの特徴でありまして、今日実はご説明を伺っていて、そういったミクロの事例が実はマクロの、片やその生産額が下がっていく一つの理由に多分なっていたんだなと、裏返しだったんだなというのをちょっと感じました。

といたしますのは、今日ご説明を伺っていて私思いましたのは、結局、需要がどんどん加工品指向になっているとか、米もそうですけれども、外食・中食といったような指向になっている。要するに何らかの意味で加工がなされていない限りにおいて、消費量が伸びないといったような傾向の中で、実際には供給サイドの方がそれにこたえてなかった。多分、だから逆に言えば上澄みの方の農業生産法人だとか何かは、そういったものにこたえるような対応をしてきたから、ある意味でマーケットをにらんだ生産をしてきたという意味において、多分それなりの生産量を伸ばして、消費を伸ばしておられたんじゃないかなと思います。

そういう意味で、需要にこたえていなかった部分が、かなり実際には自給率を落としてきた部分が結構あるんじゃないかなという気がいたしました。

それで、だから私も実は農業生産法人の方々と話したときに、前に消費者の方にお聞きしましたが、国産プレミアムを必ずしも消費者が払わないというのも一方において真実であって、なかなか努力が加工品の場合報われない。これがまた、先ほどご説明があったとおり、加工品になればなるほど国産プレミアムを実は消費者は全く無視しているといっ

たところが、この農業のところの難しさだなというふうに思います。

感想めいたことを述べた後に、ちょっとお聞きできればと思ったのは、少しその脈絡で申し上げますと、私はちょっと農業生産法人の方と併せて、プロデューサー的な方と話したときに、ああ、なるほどなと思ったのは、その方は元農協の職員の方だったのですけれども、生産指導をしながらどうやって加工を、一次加工をちょっとしながら売るかといったようなことについて、農家を束ねながら、例えば北海道で夏だいこんをつくっておられて、かつジャガイモの一次加工をされて、コンビニに売っておられるといったような方がおられました。

ああいったプロデューサー的な視点で、実は農家を束ねてあげるということというのはすごく重要だなというふうに思いました。

農協さんなんか、多分そういった機能を果たすということがすごく重要だろうとは思いますが、その辺の食品流通という視点と生産というところが、農政の中でうまくマッチングされているというか、むしろ私なんかマーケットから農業を考えるとといったようなことの方の発想というのがすごく重要なんじゃないかなというふうに思っています、そういう意味で、これはすごくアバウトな問題提起になるんですけども、食品流通から眺めた生産とかいったような視点からの農政みたいなことを、どんなふうに議論されているのかなと。すごく雑駁な質問なんですけど、ちょっと実感をお聞きかせいただければなというふうに思います。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） まさにおっしゃるとおりのご指摘だと思います。

実は私ども、新年度の事業で、加工・業務用需要対策というのを新たに打ち出すことにしておるのでございますけれども、その一つの目玉がそういうコーディネーター的なことをやっていただく方が要るんじゃないかということで考えたんです。

それは生産サイドの人でもいいし、農協の人でもいいですし、あるいは卸の人でも、市場関係の人でもいいですし、あるいは本当の実務者の方でもいいんですけども、どの分野の方々がちゃんと生産と加工の情報とかを一つ仲を取り持つような、あるいは場合によってはリスク負担、その量の変動がありますからどこかでリスク負担しなきゃいけないので、そういったことをやっていただく機能ということで、中間事業者ってちょっと固い言い方をしていますが、やっていただく方はどの分野の方でもいいんですけども、そういった方担っていただいて機能が充実してくれば、より以上にそういう加工・業務用需要への対応が進むのではないかと、一つの大きな柱でそうやっていきたいと

いうふうに思っているところでございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

石黒さんが最初おっしゃった需要にもこたえていない部分が自給率を落としている要因になっていると。これは本当、大泉先生がおっしゃっていたことと全くパラレルな問題だろうと思います。どうしても生産者はいいものを作って高く売るといふ、そういうマインドになっている、これは自然かと思えます。ただ、安い価格の需要にどうこたえるかというマインドというのはなかなかこう。やはりおいしいものを作って、高いもの、誇りの持てるもの、そういうようなことで。ただ、その部分の需要がだんだん構造的に減っている際に、全体の政策としてその中を補うつなぎといえますか、そういうものって何だろうなっていることだろうと思えます。

次回でも結構ですので、今、小栗さんがおっしゃいました、野菜で加工用需要にどう対応するか、そういう取組もされているようでございますので、次回紹介していただければ、それをどのように広げていくかというの、この大きな農業所得をどう増やすか、自給率をどう上げていくかという問題、需要に応じてどういようにしていくかというところだろうと思えますので、是非お願いしたいと思えます。

他に。

じゃ、中村先生。

中村委員 簡単にやりますけど、この間、生産者の方のヒアリングをした時に、肉牛の生産者の方だったと思うんですけど、非常に苦しい苦しいとおっしゃるので、しかし消費者は今、和牛なんていうのは高くてそう気安く買えないんですよというふうに申し上げたら、その方は、いやそれは確かにそうだろうけど、真ん中が悪いんだと、こういう話なんですよね。つまり、生産者は別にもうかっているわけではないというお話があったので、それはひょっとすると今のような、ほかの作物についてもあるいは言えるのかもしれないという気がして。

何かその辺は一度お話を伺うようなチャンスがあれば。この間、座長もちょっとおっしゃっていたような気もするんですけど、余り何回も開くことができないので、例えばそういう考え方をまとめてご披露していただくとか、何かそういう形でもいいので、ちょっと知りたいような気がいたしますけれども。

針原チーム長 分かりました。その辺も資料と、後でご紹介しようと思っておりますが、追加してどなたかの意見を聞く予定も作りますので、ヒアリングと、資料と分析と両方重

要な論点だろうと思いますので、やらせていただきたいと思います。

他に。

鈴木先生。

鈴木委員 麦・大豆の支払いの関係で、制度上の問題ではないというようなお話だったかと思うんですが、現場の声とかあるいは一般の方からすると、この制度のそもそもが何年か前に例えば麦を作った実績があれば、今年はそばを作っても、あるいは何も作らなくても7割が払われるということでございますので、それは農業分野ではWTO上もデカップリングの原則ということになってはいるわけですが、一般の方からすると非常に奇異な感じがすると。経済学者の方からも、そのような支払いというのはどういう意味があるのかという疑問が呈されています。

そもそも自給率向上ということと、どういうふうに整合しているのかと。残り3割の部分が「黄ゲタ」があるじゃないかといいますが、過去実績以上に作っても経費を払うと増産部分は実は赤字だということで、ほとんど増産のインセンティブが制度に入っていないんじゃないかというのが、現場でもお聞きする声なものですから、「ローリング」ですね、基準になる過去実績が見直されるかということがある程度分かればまた違うんでしょうけども、これは表向き言えないとか事情もあって、現場でも非常に苦しい。

ですから、制度上全く問題がないと言われると、本当にそうかというのが現場の声であるし、一般の経済の原則からいっても、何も作らなくても7割払われるというこの原則というのは一体どういうことなのかというのが、かなりいろいろなところで聞く声なものですから、一応コメントとして申し上げておきます。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 時間がないので資料の説明は省きましたけれども、資料5の2ページのところに、今、先生から指摘のありました生産条件不利補正対策の仕組みを説明しておりますが、「日本型直接支払」として制度を仕組み、黄色と緑の比率を一応7対3にしてあるわけですね。

諸外国、欧米の方では基本的にはみんな緑の政策を指向しているのに対して、日本では自給率向上を目指さなければいけないということもあって、あえて黄色の部分を政策の中に取り込んで、それを比率としてどのくらいにするかというのはいろいろ議論あったところですけども、7対3にしてあるということです。

それで、その比率との関係もあるのかもしれませんけれども、緑のところについてはきちっと作ってもらうというのが原則になっているわけで、何も作らなくてもお金がもらえ

るのはおかしいじゃないかという声も確かにありますけれども、逆に言うと、これから農業経営者がどういうことをもってやりがいを感じられるかだとかということ考えた場合には、やっぱり経営の自由度を増していくというのも非常に重要な要素ではないかと考えております。

今までの政策でいきますと、作れた量だとか質に合わせて支払われると。それに対して過去実績で払うというのを導入した場合には、作付ける品目について自由度が出ますので、過去実績をベースにして、あえて今まで価格政策の対象になっていなかった品目を選んでいくだとか、要はWTOに整合した国内の政策体系に変えていくんだということ以外にも、経営政策の視点から見ても、経営の自由度が増すというようなメリットはあるのじゃないのかと思いつながら、設計した制度でございます。

針原チーム長 他はどうですか。鈴木さん、どうぞ。

鈴木総務省大臣官房企画課長 人材の件で1点だけ質問ですが。農業に参入するのにいろいろな障害があると思うのですが、入ってこようと思う方々の母集団ってどのくらいなのか、もし分かったら教えてほしいのですが。

農業高校とか農業専門学校とか農業大学とか大学の農学部とか、それなりに皆さん農業に携わってもいいかなと思って最初入ってこられるかと思うのですが、その方々って今卒業生って年間にどれくらいおられて、その方々がうまく動機づけされて農業に入ってこられればいいのですが、もしそこがうまくいってない、非常に農業へ入ってこられる率が低いとすると、全くの素人さんに一生懸命研修して入っていただくよりは、そういう方々になるべく来ていただけるようなルートを作った方が近道かなという気もしまして、もしその辺分かりましたら教えていただきたい。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） その件につきましても、今私は手元に資料を持っているんですけども、また次回お示しをして、若干説明をさせていただきたいと思っております。今、大学の農学部系というところで年間2万人ぐらい卒業生があつて、そこから入ってくる人。あとは都道府県の農業大学校というのが各県に43校ありまして、その卒業生が2,000名ぐらいあつて、そこから入ってくる人。農業高校を卒業して入ってくる人、いろんなのがあります。

それはそういう実態を見ながら、先ほどご紹介したような農業法人等に雇用された形で就農するだとか、いろんな政策を考えた場合に、だれに対してその新しい施策を周知していくかというような際には、今の現実の実態はどうなっているのか等を踏まえた上でやる

のが、政策の効果が上がるもとだと思いますけれども。

一方で、実際に就農して、立派な経営者だと言われている人の実態を見ると、農業高校を出たわけじゃないんだけど、いったんは普通の会社に勤め、あれこれやっているうちに農業に関心を持って、改めて技術を習得して農業に入ったというような人も結構いまして、そういうことでいきますと、今の政策としても、農業高校や県立農業大学の在学学生に対するアプローチの他に、一般的に農業に関心を持っている人については、こういう就農相談会がありますよというような働きかけも、別途やる必要があるんじゃないのかというふうに考えております。いずれにしても今、学校の卒業生がどういうふうな就農実態になっているのかとか、実際に就農している人がどんな経緯で就農しているかということについても次回、何らかの資料を出して説明できるようにしたいと思います。

針原チーム長　じゃ、よろしく願いいたします。

迫田さん、どうぞ。

迫田財務省主計局総務課長　時間のない中、非常に充実した資料をお出しいただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。改めていろんな頭の整理ができたように思いますので、感謝申し上げたいと思いますけれども、まず最初に感想を申し上げて、その後ちょっといくつか個別にご質問をさせていただきたいと思っておりますが。

農業生産額の変化というところで、要するに20年ぐらいの間に生産額が落ちて大変だというふうなことなんでしょうけれども、恐らく生産者サイドに立って農水省さんからご覧になると、これは大変な問題で一大事だということなんでしょうけれども、じゃこの20年間で我が国の食生活なるものが非常に貧弱になったり、あるいは量的に何か非常に大きな不足を来したりしていることなのかどうか。むしろ恐らく実感的には、牛肉の輸入の価格が安くなって食べやすくなったとか、いろんなメリットはあるはずなんです。

この20年間は産出額がこうなってきたというふうなことが、非常にこう悲劇を迎えるカタストロフィの一步手前なのか、あるいは一つの大きな流れの中で、この間20年間無為無策であったわけじゃないと思いますから、いろんな手当てをされながらこう来ている。それが全く、今までの農政を方向転換しなければならぬことなのかどうかというふうなところが、私には現時点ではまだよく整理がつかないというような感想を、まず申し上げたいと思います。

それで、農地の話は来週だということなんで特に申し上げませんが、最初の資料1でおっしゃった集積が進んでいない理由というのは、これはいずれもそのとおりなんだ

ろうと思うんです。従って当然、こういうふうなそれぞれの要因についての内部策というのが準備をされておられるのだらうと思っております。それが今回の農地法で、一挙にこれらの要因がすべて解決されるのかどうかはよく分かりませんが、資料1にある集積が進まない、進んでいない理由というふうなことについての対応策というふうなことがあるのかということ、是非来週でもお聞かせいただけたらなと思っております。

いくつか質問ですけれども、今井さんに、農業参入のお話の中で、これ新規で参入された方でやっぱり退所を早々にされたという方も結構おられるのでしょうか。もし把握しておられればお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 個人ですか、企業ですか。

迫田財務省主計局総務課長 個人です。

今井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 個人でも企業でも、参入してまた退所した人はいると思っておりますけれども、企業のほうはリース方式の企業参入については、数も限りがあるので、フォローして、撤退した例がどんな理由でいくつあるんだとか把握してありますけれども、個人の場合はどこまで数字がきちっと押さえられるか、ちょっと自信がないところもありますけれども、また調べます。

迫田財務省主計局総務課長 もし分れば結構です。

それから、続けていくつかお聞きしたいんですけれども。農業生産額の変化という、資料1のローマ数字の の3ページで、「農産物輸入額の推移」というのがあるかと思うんですけれども。その青いのが「その他」って書いてあるんです。これは圧倒的に額は大きいんですけれど、これは何なんだろうという素朴な質問なんですけど。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） これは下の方から、米、野菜、果実、畜産と、その生産の方の同じものだけ拾った関係で、その他のものがみんな「その他」になっておりますので、簡単に言いますと、トウモロコシとか麦、大豆とかは全部便宜上ここへ入れてしまったということでありまして。その他、たばことかアルコール飲料とかいう、要するに農産関係の加工品なども……

迫田財務省主計局総務課長 その他の中で特に大きいものというのはいないわけですか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 順番を言いますと、トウモロコシ、タバコ、アルコール飲料というような順番で。

迫田財務省主計局総務課長 トウモロコシはどれぐらいなんですか、量でいうと。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 全体が5兆5,300億円でございますね。そのう

ちトウモロコシが4,500億円。

迫田財務省主計局総務課長 4、5、0、0ということですか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 今知っているのだと4,517になります。

迫田財務省主計局総務課長 そうすると、野菜、果実よりも多いということですか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） そうですね。

迫田財務省主計局総務課長 それはもう飼料ということですか。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） そうです、はい、エサ。

迫田財務省主計局総務課長 エサですね。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） あとコーンスターチ用のトウモロコシもあるか
と思います。

迫田財務省主計局総務課長 ありがとうございます。

それから、最後にいたしますけれども、米の価格のやつがありましたですよ。資料2
ですけれども、その資料2の1ページの辺りで、どういうふうな流通経路をたどるかとい
う話がありましたけれども、これは個別の生産している農家からすると、どういう形でこ
の流通ルートを選ぶのか。つまり、ある種もう固定化しているのか、あるいはその時々によ
って流通先というのはかなりフレキシブルに変わるものなのかどうか、その辺りは何か
分かるのでしょうか。

枝元総合食料局食糧部計画課長 数字的には分かりませんが、いろいろなお話を
聞いていますと、農協系なり全集連系の業者さんですね、この辺りは固定しているんじ
ゃないかと思います。あとは、いろんな意味でご自分で経営されている方々が、農協とか全
集連系の業者さんに出しつつ、自分で直接販売する、例えばネットで売るとか、卸さんと
播種前契約でやるとかそういう動きをされていると、そういう状況だろうと思います。

迫田財務省主計局総務課長 選択する場合には先にとというか、最後に農協さんに出す
という、そういう順番になるんですか。

枝元総合食料局食糧部計画課長 大きな農家で経営されている方について言うと、農協
さんがリスクヘッジみたいになっているんじゃないかというふうに思うんです。

迫田財務省主計局総務課長 それから最後にしますけれども、同じ資料でセンターの入
札価格であれあるいは相対の価格であれ、いわゆるそのお米の価格ということで、60キロ
幾らありますね。これは農家の手取りと同じではないんですね。

枝元総合食料局食糧部計画課長 違います。これは.....

迫田財務省主計局総務課長 どれくらい違いますか、農家の手取りと。

枝元総合食料局食糧部計画課長 いわゆる流通価格というんですか、農家から、これは卸さんが、例えば全農さんですとか農協さんから買う価格で、一般的に言われておりますのは農協ルートでいきますと、大体2,000円ぐらいが流通経費というふうに言われております。ですから、この価格から2,000円ぐらい引いたのが農家手取りと。

ただ、農協さんも当然、今合併とか進めておられますけども、その地域、農協さんに応じているんな例があるという状況になります。

迫田財務省主計局総務課長 それは何か統計みたいなのはないんですか。

枝元総合食料局食糧部計画課長 それはないんです。

迫田財務省主計局総務課長 そうすると、大体そんなところという、みんなこの数字ということですか。

枝元総合食料局食糧部計画課長 大体というよりも、要は農協さんができるだけ流通ルートのコストを安くしようということで、2,000円にしようという運動を今なさっておられます。

迫田財務省主計局総務課長 従来はもっと高かったということですか。

枝元総合食料局食糧部計画課長 そうですね。

迫田財務省主計局総務課長 とりあえず、ありがとうございました。

針原チーム長 大内さん、はい。

大内内閣参事官 2点申し上げます。

1点は前回もちょっと申し上げましたけれども、今回特命チームを始めてさせていただく前の、石破大臣なり総理の方からの問題意識自体が、高齢化していく人たちがあと5年、10年でリタイアするんじゃないかと、そういう点について今手を打たなければ農政は危機的な状況になると、危うい状況になるということはよくおっしゃっておられるわけですが、今回の資料の中で、やはりまたそれが70歳以上とか、60歳、65歳以上とかと、やはり米が中心である。ですから、土地持ち非農家、今井審議官の方からお話ございましたところが中心であって、主な農業の他の産品ではそういう問題がないということなんでしょうか。その点について1点お伺いしたいのと、もしあれでしたら、また次回以降でも結構なんですけれども、そういう問題意識を持ち続けたいと思っているのが1点目。

2点目は、優良農地の確保の点について若干申し上げさせていただきますけれども、国として優良農地を確保していく責任があるということ、そして地方自治体がその中で役割

を適切に分担をしていくということを見直していく過程の中での議論であるべきであり、言うまでもなく、農地法においても、将来的には権限移譲を進めていくという方向で、今回の議論が行われたものと思っておりますので、その点につきましては特段私の感想でございますけれども、申し上げておいた方がよろしいかなと思っておりますので、ちょっと発言させていただきます。

以上です。

針原チーム長 どうですか。

はい。

小栗大臣官房審議官（環境兼生産局） 説明では省略しましたが、野菜とか果実とか、それぞれ高齢化によってかなり影響があるということ。例えば9ページには、上の方であります。生産農家の高齢化等により重量野菜を中心とした生産が減少することが考えられるというような記述もそういうことで、それから果実ですけれども、13ページの上の方でも、果樹農業は労働集約的であるため高齢化の影響が大きいのではないかとということですね。

例えば、土地利用型作物であれば、高齢化でリタイアして人が減れば、これは機械化によって規模を拡大すれば何とか補える部分もありますけれども、園芸部門のように労働集約的な分野につきましては、高齢化してリタイアした後、じゃその分、機械で簡単に置き換えるわけにはいきませんので、そういう意味では。今回は今までの経緯ということで余り詳しく分析しておりませんけれども、将来的にはかなり心配な分野というふうに思っております。

針原チーム長 その他ございますでしょうか。

まだ時間があればご発言したいという方、たくさんいらっしゃると思いますが、予定の時間がまいりましたので、本日はお許しをいただきたいと思います。

前回、さらにヒアリングを追加して行いたいというご意見がございました。現在、前回のご指摘を踏まえて人選をしております。チーム員の皆様にはアドバイザーの皆様には、事務局から、個別にこういうジャンルの人でいいかどうかということをお伺いいたしますので、その際にご希望があればお申し出ください。

それから、今日お配りした資料7、これはあえて紹介しておりませんでした。前回も同じものを配っております。これは3回のヒアリングの論点をベースにしておりますが、前回も今回も様々な意見が出されました。その中には、こういう公開の場ということで、

非常な慎重な言いぶりをされた意見もありますし、また質問という形で非常に重要なご指摘をされた意見もございます。そういうこの場のシグナルを慎重に耳を澄ませてお聞きの上、前回及び今回指摘された課題について、ここに事務局の方で整理して、加えて追加していただきたいと思えます。

また、チームの方も、これはそういう作業をするならこういうことも入れておいたらどうかというアドバイスがあれば、是非事務局の方にお申し出ください。

今回は、本日に引き続いて、明らかになった論点について議論をしたいと思えます。特に農地法の改正について、今日いただいたご指摘、あるいは今日農水省サイドで問題点として自ら指摘された点、それを法律あるいは実態としてどのように解決されているのかということも含めて、ご説明をお願いしたいと思えます。

また今回は、それ以外の論点につきましても議論をしたいと思えます。

次々回は、そういうような、先ほど言いましたが、その議論を踏まえたヒアリングということを行い、再度追加したヒアリングを行うこととなります。

今回は、3月18日の水曜日、今度は17時 - 19時を予定しております。

次々回は24日、ヒアリングを行いたいと思えますので、24日にさせていただければと思えます。火曜日、18時から2時間。

スケジュールは仮置きでございますが、変更がある場合にはまたご連絡をさせていただきます。正式なご案内は文書にてご案内申し上げることにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後8時08分閉会